

第82号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

普通課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通課程をいう。以下同じ。）の入校検定を受けようとする者は、入校検定料として2,200円を納付しなければならない。

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 普通課程（規則で定めるものを除く。）に入校しようとする者は、入校料として5,650円を納付しなければならない。

3 普通課程（規則で定めるものを除く。）に在籍する者は、授業料として年額111,600円を納付しなければならない。

第4条中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

入校検定料は、入校検定のための願書を提出するときに納付しなければならない。

第6条中「既に納付した」の次に「入校検定料、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。